

当座勘定規定 新旧対照表

改定日：2022年11月4日

新	旧
<p><共通規定></p> <p>第1条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 印鑑照合等</p> <p>1. 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含む。)</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>2. 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含む。)</u> を、相当の注意をもって後記第23条および第30条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第12条 ～ 第20条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第21条 預金規程等の適用</p> <p>本規定の変更・交付については、「預金共通規定」第15条および第16条を適用します。</p> <p><一般当座用></p> <p>第22条 手形、小切手の支払</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>2. 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること (そ</u></p>	<p><共通規定></p> <p>第1条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 印鑑照合等</p> <p>1. 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>2. 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって後記第24条および第31条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第12条 ～ 第20条 (略)</p> <p><u>第21条 個人情報センターへの登録</u></p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき</u></p> <p><u>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p><u>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき</u></p> <p>第22条 預金規程等の適用</p> <p>本規定の変更・交付については、「預金共通規定」第15条および第16条を適用します。</p> <p><一般当座用></p> <p>第23条 手形、小切手の支払</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(新設)</u></p>

当座勘定規定 新旧対照表

改定日：2022年11月4日

新	旧
<p><u>の旨について書面の交付を求めることも含む。）</u> ことがあります。</p> <p><u>3. 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</u></p> <p><u>4. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>第<u>23</u>条 手形、小切手用紙</p> <p>1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>4. 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、ただちに当組合へ連絡してください。</u></p> <p><u>5. 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>6. 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>7. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第<u>24</u>条 ～ 第<u>28</u>条 (略)</p> <p><専用約束手形口用></p> <p>第<u>29</u>条 手形の支払</p> <p>1. この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>2. 前項の支払にあつては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含む。）</u> があります。</p> <p><u>3. 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p> <p>第<u>30</u>条 手形用紙</p> <p>1. 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用して</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>2. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>第<u>24</u>条 手形、小切手用紙</p> <p>1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4. 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第<u>25</u>条 ～ 第<u>29</u>条 (略)</p> <p><専用約束手形口用></p> <p>第<u>30</u>条 手形の支払</p> <p>1. この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2. 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p> <p>第<u>31</u>条 手形用紙</p> <p>1. 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用して</p>

当座勘定規定 新旧対照表

改定日：2022年11月4日

新	旧
<p>ください。</p> <p><u>2. 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合へ連絡してください。</u></p> <p>3. 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>4. 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p><u>5. 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>6. 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第<u>31</u>条 手数料 第<u>30</u>条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当組合所定の手数料を支払ってください。</p> <p>第<u>32</u>条 ～ 第<u>33</u>条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字(算用数字、<u>1、2、3</u>…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「<u>※</u>」、「<u>★</u>」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>後記の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>④金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名捺印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>ください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>3. 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第<u>32</u>条 手数料 第<u>31</u>条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当組合所定の手数料を支払ってください。</p> <p>第<u>33</u>条 ～ 第<u>34</u>条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字(算用数字、<u>1、2、3</u>…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間を詰め、<u>壹、貳、參、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p>

当座勘定規定 新旧対照表

改定日：2022年11月4日

新	旧
<p>7. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字(算用数字、<u>1、2、3</u>…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>後記の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>④金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。<u>また、記名捺印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字(算用数字、<u>1、2、3</u>…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>後記の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、</u></p>	<p>7. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字(算用数字、<u>1、2、3</u>…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>老、弍、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. ①金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>②金額をアラビア数字(算用数字、<u>1、2、3</u>…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>老、弍、参、拾など</u>改ざんしにくい文字</p>

当座勘定規定 新旧対照表

改定日：2022年11月4日

新	旧																																																																						
<p><u>崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>④金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>7. ～10. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4" style="text-align: center;">漢数字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">壹</td> <td style="text-align: center;">壺</td> <td style="text-align: center;">弍</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">弍</td> <td style="text-align: center;">弍</td> <td style="text-align: center;">貳</td> <td style="text-align: center;">貳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">参</td> <td style="text-align: center;">参</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">四</td> <td style="text-align: center;">泗</td> <td style="text-align: center;">肆</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">伍</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">六</td> <td style="text-align: center;">陸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">七</td> <td style="text-align: center;">漆</td> <td style="text-align: center;">質</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">八</td> <td style="text-align: center;">捌</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">九</td> <td style="text-align: center;">玖</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">拾</td> <td style="text-align: center;">仕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">陌</td> <td style="text-align: center;">佰</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">仟</td> <td style="text-align: center;">阡</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">萬</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億</u></p> <p><u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p>		漢数字				1	壹	壺	弍		2	弍	弍	貳	貳	3	参	参			4	四	泗	肆		5	五	伍			6	六	陸			7	七	漆	質		8	八	捌			9	九	玖			10	拾	仕			100	百	陌	佰		1,000	千	仟	阡		10,000	万	萬	万		<p>を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。</p> <p>7. ～10. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>(新設)</u></p>
	漢数字																																																																						
1	壹	壺	弍																																																																				
2	弍	弍	貳	貳																																																																			
3	参	参																																																																					
4	四	泗	肆																																																																				
5	五	伍																																																																					
6	六	陸																																																																					
7	七	漆	質																																																																				
8	八	捌																																																																					
9	九	玖																																																																					
10	拾	仕																																																																					
100	百	陌	佰																																																																				
1,000	千	仟	阡																																																																				
10,000	万	萬	万																																																																				